



島根県報

平成22年4月20日（火）

第2,180号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
隠岐海区における区画漁業の免許の内容等の事前決定	（水産課）	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課）	4

【公 告】

基本測量の実施	（用地対策課）	5
---------	---------	---

【監査告示】

包括外部監査人補助者の選任		5
---------------	--	---

【公安告示】

警備業務に係る検定合格者審査の実施	（警察本部）	6
-------------------	--------	---

告 示**島根県告示第309号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成22年 4 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
宇田川 晃秀	消化器内科	独立行政法人国立病院機構浜田医療センター	浜田市浅井町777-12	平成22年 3 月 30 日
岡本 英司	消化器内科	独立行政法人国立病院機構浜田医療センター	浜田市浅井町777-12	平成22年 3 月 30 日
岡田 浩文	消化器内科	独立行政法人国立病院機構浜田医療センター	浜田市浅井町777-12	平成22年 3 月 30 日
和田 昌幸	内科	奥出雲町立奥出雲病院	仁多郡奥出雲町三成1622-1	平成22年 3 月 30 日
今町 克枝	眼科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成22年 3 月 30 日
佐藤 秀一	肝臓内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成22年 3 月 30 日
吉田 昇平	整形外科	玉造厚生年金病院	松江市玉湯町湯町1-2	平成22年 3 月 30 日

島根県告示第310号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、隠岐海区に係る海面における区画漁業の免許の内容たるべき事項、地元地区、免許予定日及び申請期間を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成22年 4 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 免許の内容たるべき事項及び地元地区

◎公示番号 区第287号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字美田セト獅子ヶ鼻地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第755号、ア、イ及び基点第758号の各点を順次に結んだ線、基点第756号及び基点第757号の各点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第755号 隠岐郡西ノ島町大字美田セト通称マツタケ鼻に設置した標柱

基点第756号 隠岐郡西ノ島町大字美田通称わたのこ西端に設置した標柱

基点第757号 隠岐郡西ノ島町大字美田獅子ヶ鼻北側突端に設置した標柱

基点第758号 隠岐郡西ノ島町大字美田獅子ヶ鼻西端に設置した標柱

ア 基点第755号から270度250メートルの点

イ 基点第758号から270度300メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字浦郷及び大字美田

◎公示番号 区第294号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字美田セト獅子ヶ鼻地先

(ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第759号 隠岐郡西ノ島町大字美田獅子ヶ鼻南側突端に設置した標柱

基点第789号 隠岐郡西ノ島町大字美田弁天鼻北端に設置した標柱

ア 基点第759号から160度200メートルの点

イ アから270度410メートルの点

ウ エから270度410メートルの点

エ 基点第789号から340度100メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字浦郷及び大字美田

◎公示番号 区第323号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	ぶり、あじ、さば小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字美田セト弁天鼻地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第789号、ア、イ、ウ及び基点第790号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第789号 隠岐郡西ノ島町大字美田弁天鼻北端に設置した標柱

基点第790号 隠岐郡西ノ島町大字美田弁天鼻南西端に設置した標柱

ア 基点第789号から340度100メートルの点

イ アから270度410メートルの点

ウ 基点第790号から301度200メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字浦郷及び大字美田

◎公示番号 区第324号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
------	-------	------

第1種区画漁業 まぐろ小割式養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字美田セト獅子ヶ鼻地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第758号、ア、イ、ウ及び基点第759号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第758号 隠岐郡西ノ島町大字美田獅子ヶ鼻西端に設置した標柱

基点第759号 隠岐郡西ノ島町大字美田獅子ヶ鼻南側突端に設置した標柱

ア 基点第758号から270度300メートルの点

イ ウから270度410メートルの点

ウ 基点第759号から160度200メートルの点

(2) 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字浦郷及び大字美田

2 免許予定日及び申請期間

(1) 免許予定日 平成22年 8 月 1 日

(2) 申請期間 平成22年 4 月20日から同年 6 月30日まで

(付記)

1 漁業権の存続期間

平成22年 8 月 1 日から平成25年 8 月31日まで

2 制限又は条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

3 漁場の区域の表示に用いる方位は、真方位とする。

島根県告示第311号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年 4 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 区域の名称 名田

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次に結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡隠岐の島町栄町1437番	1号から6号まで
〃 1439番	7号
隠岐郡隠岐の島町中町吉田の五2番3	8号
〃 2番4	9号
隠岐郡隠岐の島町中町名田の二12番1	10号

2 (1) 区域の名称 安楽寺

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から24号までを順次に結んだ線及び標柱1号と24号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
松江市西津田十丁目1442番1	1号から10号まで
” 698番3	11号
” 699番5	12号
” 699番8	13号
” 699番12	14号
” 699番13	15号
” 699番44	16号及び17号
” 699番16	18号
” 699番18	19号
” 699番21	20号
” 699番22	21号
” 699番23	22号
” 720番1	23号
” 1442番1	24号

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年 4 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
基本測量（精密測地網高度地域基準点測量）
- 2 作業期間
平成22年 5 月10日から平成22年12月24日まで
- 3 作業地域
海士町、隠岐の島町

監 査 委 員 告 示

島根県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により包括外部監査人池田明から包括外部監査契約に基づく監査の事務を補助する者に係る協議があり、監査委員による協議が調ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年 4 月20日

島根県監査委員 井 田 徳 義
同 和 田 章 一 郎
同 山 崎 悠 雄
同 山 川 博 司

- 1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所
利弘 健 松江市西法吉町9番地34号
平川真代 松江市母衣町110番地
吉田朝香 雲南市大東町大東下分232-1
- 2 監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成22年4月13日から平成23年3月31日まで

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第39号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第9条の規定により告示する。

平成22年4月20日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

- 1 検定合格者審査を実施する警備業務の種別及び級並びに当該種別及び級に応じた資格
 - (1) 空港保安警備業務1級
規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（次号において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
 - (2) 空港保安警備業務2級
空港保安警備に係る旧1級検定又は旧検定であって旧規則第1条第2項に規定する2級に係るもの（以下「旧2級検定」という。）に合格した者
 - (3) 施設警備業務1級
旧規則第1条第1項の表に規定する常駐警備（次号において「常駐警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者
 - (4) 施設警備業務2級
常駐警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
 - (5) 交通誘導警備業務1級
旧規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備（次号において「交通誘導警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者
 - (6) 交通誘導警備業務2級
交通誘導警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
 - (7) 貴重品運搬警備業務1級
旧規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備（次号において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者
 - (8) 貴重品運搬警備業務2級
貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
- 2 検定合格者審査の申請の対象者
検定合格者審査は次に掲げる条件を満たさない者について行う。

- (1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの（(1)に掲げる者を除く。）

3 検定合格者審査の実施日時、場所及び定員

回	実施日時	実施場所	定員
第1回	平成22年6月23日（水） 午前9時から正午まで	松江市打出町250番地1	50人
第2回	平成22年9月29日（水） 午前9時から正午まで	島根県運転免許センター	50人
第3回	平成22年11月25日（木） 午前9時から正午まで		50人

4 検定合格者審査の方法

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験の科目

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務の実施に関すること。
- エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定合格者審査申請手続に関する事項

(1) 受付期間

ア 第1回審査

平成22年5月17日（月）から同月21日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

イ 第2回審査

平成22年8月23日（月）から同月27日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

ウ 第3回審査

平成22年10月18日（月）から同月22日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

なお、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 提出書類

ア 審査申請書（規則附則別記様式）1通

イ 添付書類

- (ア) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉
- (イ) 旧規則第8条の規定による合格証（以下「旧合格証」という。）の写し1通
- (ウ) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。）1通
- (エ) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。）1通
- (オ) 代理人（申請者が属する警備業者の従業員に限る。）が審査申請書を提出する場合にあつては、申請者本人の委任状1通

(3) 提出先

次のいずれかの警察署に提出すること。

なお、郵送による申請は認めない。

ア 島根県公安委員会から旧合格証の交付を受けいている者

(ア) 旧合格証の交付申請を行った警察署

(イ) 住所地（島根県内に限る。）を管轄する警察署

(ウ) 警備員である場合におけるその者の属する営業所の所在地（島根県内に限る。）を管轄する警察署

イ 島根県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、島根県内に住所を有する者

又はその者が警備員である場合におけるその者の属する営業所が所在する者

(ア) 住所地を管轄する警察署

(イ) 営業所の所在地を管轄する警察署

6 検定合格者審査手数料

4,700円

審査申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書にはり付けて納付すること。

なお、審査申請書を受理した後は、検定合格者審査手数料は還付しない。

7 その他

(1) 検定合格者審査を受ける者は、審査当日、旧合格証を必ず持参すること。

(2) 審査当日は、午前9時から午前9時20分までを受付時間とする。

8 問い合わせ先

島根県警察本部生活安全企画課（電話0852-26-0110内線3033）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。